

## 住宅管理法的措置検討委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 西宮市が管理している市営住宅等及び西宮市が管理を受託している兵庫県住宅供給公社住宅（以下「市営住宅」という。）の家賃又は使用料の滞納者、市営住宅に不正に入居し、又は不正に使用している者、市営住宅を長期にわたり使用していない者、西宮市営住宅条例第32条第2項の規定により高額所得者と認定された者及び迷惑行為者等に対し、法的措置への移行の是非を検討するため、住宅管理法的措置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、別表の職にある西宮市都市局住宅部職員からなる委員で組織し、委員長を置く。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査検討するため、委員長が必要と認めたときは、専門委員を委嘱することができる。

## (委員長)

第3条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (所掌事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項について検討し、必要な措置を審議決定するとともに、

必要に応じ、都市局長に報告するものとする。

- (1) 市営住宅の家賃又は使用料の滞納者に対する法的措置の実施
- (2) 西宮市営住宅条例第 32 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された者に対する明渡請求等法的措置の実施
- (3) 市営住宅に不正に入居し、又は不正に使用している者等に対する法的措置の実施
- (4) その他市営住宅の適正管理のために必要な法的措置の実施

(会議)

第 5 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 住宅入居・家賃課の委員は、検討の対象となる案件について、別途定める調査票及び委員長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 委員長は必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(指定管理者)

第 5 条の 2 指定管理者は、前条第 3 項に定める調査票及び書類を、委員長が指示する期限までに提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前条第 4 項により委員長が必要と認めた時は、関係者として委員会に出席し、説明をしなければならない。
- 3 前項により出席する指定管理者は若干名とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

委員長	西宮市都市局住宅部長
委員	西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課長
委員	西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課入居・調査チーム長
委員	西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課収納・催告チーム長
委員	西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課訟務チーム長
委員	西宮市都市局住宅部住宅管理課長